

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の11第2項の規定により、幕別町（公社及び一部事務組合を含む。）が発注する工事又は製造の請負、物品の供給その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格等を次のとおり定める。

令和3年12月1日

幕別町長 飯田 晴義

1 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者
- (3) 幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年要綱第30号）第3条第1項に規定する措置要件に該当する者
- (4) 競争入札参加資格審査基準日現在において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が2年に満たない者
- (5) 経営状態が不安定な者（市町村税、消費税及び地方消費税、法人税、所得税を滞納している者等）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 全ての競争入札に参加する者に必要な資格  
雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- (2) 建設工事を申請する者に必要な資格  
ア 申請する業種（以下「申請業種」という。）に応じた建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。営業所等に権限を委任する場合は、当該営業所等が建設業許可を受けていること。  
イ 申請業種において、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。ただし、当該審査基準日が競争入札参加資格審査基準日の1年7月前の日以後の通知に限る。
- (3) 建設工事のうち個別排水処理施設を申請する者に必要な資格  
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業を営む者として北海道知事へ届け出を行っている特例浄化槽工事業者であること。
- (4) 測量及び土木設計を申請する者に必要な資格  
測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を得ていること。
- (5) 建築設計を申請する者に必要な資格  
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を得ていること。
- (6) 土木設計、地質調査又は技術資料を申請する者に必要な資格  
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定等に基づく、申請業種に応じた必要な登録を得ていること。
- (7) 物品購入及び業務委託を申請する者に必要な資格  
ア 法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合には、その許可、免許、登録等を

得ていること。

3 競争入札参加資格の審査基準日

令和4年1月17日

4 競争入札参加資格の有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 競争入札参加資格審査申請書

(1) 建設工事等入札参加資格審査に必要な書類等

①から⑥については、北海道公共工事契約業務連絡協議会モデルの共通様式とし、⑦から⑩については、幕別町指定様式とする。なお、添付書類の証明書類等については、写しも可とするが、申請基準日から3月以内のものとする。

- ① 共通様式1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- ② 共通様式3 工事経歴書又は事業経歴書
- ③ 共通様式3の2 工事経歴書集計表 ※建設工事のみ
- ④ 共通様式4 技術者名簿
- ⑤ 共通様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票 ※建設工事のみ  
建設工事入札参加資格審査申請書付票 (控)
- ⑥ 共通様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票 ※設計等のみ  
設計等入札参加資格審査申請書付票 (控)
- ⑦ 様式4 誓約書
- ⑧ 様式5 指名競争入札通知書受理承諾書
- ⑨ 様式6 委任状 ※営業所等に契約の権限等を委任する場合のみ
- ⑩ 様式7 競争入札参加資格審査発注者別評価項目申告書 ※該当する場合のみ
- ⑪ 添付書類1 代表者身分証明書 ※個人のみ
- ⑫ 添付書類2 登記事項証明書 ※法人のみ
- ⑬ 添付書類3 許可及び登録証明書
- ⑭ 添付書類4 印鑑証明書
- ⑮ 添付書類5 納税証明書 (法人税又は申告所得税等、消費税及び地方消費税)  
○国税～個人事業者は書式その3の2、法人事業者は書式その3の3  
○町民税～未納がないことの証明 (新型コロナウイルス感染症の影響により納税の特例制度の適用を受けた者は、「徴収猶予許可通知書」でも可) ※幕別町で課税されている場合のみ
- ⑯ 添付書類6 雇用保険加入を証明する書類  
○労働保険概算・確定保険料申告書及び雇用保険領収済通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書又は雇用保険適用事業所設置届出 (受領印済み) のいずれか  
※総合評定値通知書の雇用保険の加入の有無欄が「未加入」の場合のみ
- ⑰ 添付書類7 健康保険及び厚生年金保険加入を証明する書類  
○社会保険料領収証書、社会保険料納入証明書、社会保険納入確認書、健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (受領印済み) のいずれか  
※総合評定値通知書の健康保険及び厚生年金保険の加入の有無欄が「未加入」の場合のみ
- ⑱ 添付書類8 総合評定値通知書 (経営事項審査結果通知書) ※建設工事のみ
- ⑲ 添付書類9 建設業退職金共済組合への加入及び履行証明書  
※建退共へ加入していない場合は、その理由書 (任意様式) とその他の退職

金制度（中小企業退職金共済制度等）への加入を証明する書類を提出すること。

- ⑳ 添付書類10 返送用封筒（返送先を記載し、定型封筒に切手を貼ったもの）  
※郵送申請の場合のみ
- ㉑ 添付書類11 申請書等を閉じるファイル又は個別フォルダ  
○北海道公共工事契約業務連絡協議会が販売するファイルに黒紐（燃えるゴミとならない金属等は不可）で綴じること。  
○市販のファイリング用の個別フォルダ（A4横、長辺に見出し）に申請書を入れること。

## （2） 物品購入及び業務委託等入札参加資格審査に必要な書類等

様式については、幕別町指定様式又は任意様式とする。また、添付書類の証明書類等については、写しも可とするが、申請基準日から3月以内のものとする。

- ① 様式1 物品購入及び業務委託等競争入札参加資格審査申請書  
物品購入及び業務委託等競争入札参加資格審査申請書（控）
- ② 様式2 主として供給しようとする物品等品目書
- ③ 様式3 物品購入及び業務委託等の契約実績
- ④ 様式4 誓約書
- ⑤ 様式5 指名競争入札通知書受理承諾書
- ⑥ 様式6 委任状 ※営業所等に契約の権限等を委任する場合のみ
- ⑦ 様式8 技術者名簿（任意様式、共通様式4に準じて作成） ※該当する場合のみ
- ⑧ 添付書類1 代表者身分証明書 ※個人のみ
- ⑨ 添付書類2 登記事項証明書 ※法人のみ
- ⑩ 添付書類3 許可及び登録証明書 ※法令等に定めがある場合のみ
- ⑪ 添付書類4 印鑑証明書
- ⑫ 添付書類5 納税証明書（法人税又は申告所得税等、消費税及び地方消費税）  
○国税～個人事業者は書式その3の2、法人事業者は書式その3の3  
○町民税～未納がないことの証明 ※幕別町で課税されている場合のみ
- ⑬ 添付書類6 雇用保険加入を証明する書類  
○労働保険概算・確定保険料申告書及び雇用保険領収済通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書又は雇用保険適用事業所設置届出（受領印済み）のいずれか
- ⑭ 添付書類7 健康保険及び厚生年金保険加入を証明する書類  
○社会保険料領収証書、社会保険料納入証明書、社会保険納入確認書、健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（受領印済み）のいずれか
- ⑮ 添付書類8 代理店又は特約店証明書  
※メーカー等の代理店又は特約店に指定されている場合のみ
- ⑯ 添付書類9 営業用機械器具等の証明書 ※該当する場合のみ
- ⑰ 添付書類10 返送用封筒（返送先を記載し、定型封筒に切手を貼ったもの）  
※郵送申請の場合のみ
- ⑱ 添付書類11 申請書等を閉じる個別フォルダ  
○市販のファイリング用の個別フォルダ（A4横、長辺に見出し）に申請書を入れること。（ホッチキス止めはしないこと。）

## 6 申請受付期間

- （1） 申請受付期間は、令和4年1月17日（月）から令和4年2月16日（水）までとする。ただし、

- 土曜日、日曜日及び祝日を除く開庁時間内とし、郵送又は電子受付の場合は期間内必着とする。
- (2) 共同企業体で申請する者については、随時受け付けるものとする。ただし、この場合における資格の有効期間は、当該申請書を提出した日の属する年度内とする。

## 7 申請場所

幕別町企画総務部総務課契約管財係

(〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1)

## 8 審査区分

- (1) 建設工事 建設業法第2条第1項別表に定める業種及び個別排水処理施設
- (2) 設計等 測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料
- (3) 物品購入 様式1-08に定める申請品目とする。
- (4) 業務委託 様式1-09に定める申請業務とする。
- (5) 買入れ 様式1-10に定める申請品目とする。

## 9 競争入札に参加する者に必要な資格の審査

資格審査は、翌年度の入札参加資格について、毎年3月に開催する入札参加者資格審査会において、審査する。中間年においての資格審査は、当初申請書及び追加書類により、随時審査する。

## 10 資格者名簿

資格審査において、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者(以下「競争入札参加資格者」という。)となった者への通知は、毎年度作成する資格者名簿への登録及び公表をもって行う。なお、資格者名簿の有効期間は当該年度内とし、公表方法は、幕別町企画総務部総務課内の閲覧場所において、閲覧に供するものとする。

## 11 競争入札参加資格者の格付

競争入札参加者の資格及び指名に関する規則第11条に基づき、入札参加者資格審査会において、競争入札参加資格者の格付審査基準(昭和59年要綱基準等第3号)第2条に定める基準により、競争入札参加者の等級格付を行うものとする。等級格付は、「一般土木」、「建築」、「電気」、「管」の4業種について行う。

## 12 申請内容に変更が生じた場合の手続き

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当する変更があった場合、変更があった日から2週間以内に変更届を提出しなければならない。なお、変更届には、( )内の書類を必要に応じ、添付するものとする。

- (1) 商号又は名称(商業登記簿謄本)
- (2) 組織(商業登記簿謄本)
- (3) 代表者(商業登記簿謄本)
- (4) 所在地(商業登記簿謄本)
- (5) 電話番号
- (6) 使用印鑑(印鑑証明書)
- (7) 建設業許可及びその他の登録事項(建設業許可通知書など)
- (8) 営業所等に関する事(建設業許可通知書など)
- (9) その他申請書に記載した事項(委任状、技術者名簿、廃業届など)

## 13 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅

するものとし、資格者名簿から削除する。

- (1) 1の競争入札に参加することができない者となったとき。
- (2) 2の競争入札に参加する者に必要な資格を失ったとき。